

令和8年度

業務名：恵庭市ごみ処理場運営管理委託

閲覧書

入札心得書	1 葉
仕様書	1 部
設計書	1 部
図面	0 葉
特記仕様書	1 部

恵庭市

入札心得

1. 総 則

入札にあたっては、競争入札心得（閲覧コーナーに掲示）を熟読の上、遺漏のないよう入札に参加すること。

2. 委 任 状

入札参加者は、代理人を入札に参加させる場合は、入札執行前に「委任状」を入札執行者に提出すること。

3. 入 札

（１）入札書は、事業名・業者名を記載した封筒に入れ入札箱に投函すること。（再入札、再々入札は不要。）

（２）入札書には、事業名・日付等を必ず記載すること。

（３）予定価格に達しない場合は、再入札、再々入札を行なう。

再入札、再々入札の場合は、直前の最低入札金額を下回る金額で入札となるので、初回及び再入札の最低入札金額をメモすること。

（４）再入札、再々入札に参加しない場合は、入札執行前にその旨を入札執行者に告げること。

4. 入札金額の記載方法、および消費税の取り扱い

（１）入札書に記載する金額は、**令和 8** 年度の単年度分とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

（２）契約は、消費税及び地方消費税を加算し締結する。

令和 8 年 度

恵庭市ごみ処理場
運営管理委託

積算内訳書

ごみ処理場運営業務委託内訳書

名 称	数 量	単 位	金 額 (円)	摘 要
運転管理委託費				
(A) 全般管理・事務業務費	1	式		
(B) 保守点検業務費	1	式		
(C) 埋立地管理業務費	1	式		
(D) 計量業務費	1	式		
(E) 破砕処理業務費	1	式		
直接人件費計 ① = A ~ E				
直接物品費 (率) ② = ①*2%				
直接物品費 (積上) ③ = F + G				
(F) 環境測定費				
(G) 機械損料・運転費用				
直接物品費 合計 ④ = ② + ③				
〃 (再計) ⑤				千円未満切捨
直接業務費 合計 ⑥ = ① + ⑤				
〃 (再計) ⑦				千円未満切捨
業務管理費 ⑧ = ⑦*6%				
〃 (再計) ⑨				千円未満切捨
技術経費 ⑩ = BCE*15%				
〃 (再計) ⑪				千円未満切捨
業務原価 ⑫ = ⑦+⑨+⑪				
一般管理費等 ⑬ = ⑫*20%				
業務価格 ⑭ = ⑫ + ⑬				
〃 (再計) ⑮				万円未満切捨
消費税相当額 ⑯ = ⑮*10%				消費税10%
業務委託費 ⑰ = ⑮+⑯				

第1号代価表 (A) 全般管理・事務業務費

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
業務責任者 (総括)	平日	259	人			保全技師 II
副責任者 (副総括)	平日	259	人			保全技師補
業務責任者 (総括)	土曜日	25	人			保全技師 II
合計						

第2号代価表

(B) 保守点検業務費

名 称	品質・形状・寸法	数 量		単 位	単価 (円)		金 額 (円)	摘 要
整備員	平日	259		人				保全技術員
合計								

第3号代価表

(C) 埋立地管理業務費

名 称	品質・形状・寸法	数 量		単 位	単価 (円)		金 額 (円)	摘 要
班長	日勤	259		人				保全技師補
運転管理員	日勤	1165		人				保全技術員
運転監視員 (破碎処理施設)	土曜日	51		人				保全技術員
合計								

第4号代価表

(D) 計量業務費

名 称	品質・形状・寸法	数 量		単 位	単価 (円)		金 額 (円)	摘 要
計量・投入監視員	平日	518		人				保全技術員補
計量・投入監視員	土曜日	51		人				保全技術員補
合計								

第5号代価表

(E) 破碎処理業務費

名 称	品質・形状・寸法	数 量		単 位	単価 (円)		金 額 (円)	摘 要
運転管理員	日勤	132		人				保全技術員
合計								

第6号代価表

(F) 環境測定費

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単価(円)	金 額(円)	摘 要
分析費用						
受水槽清掃消毒		1	式			※見積策定単価
消防設備点検		1	年間			〃
消火器更新		1	式			〃
管理棟ワックス塗布		1	回			〃
狩猟者登録料	手数料、保険料	1	式			〃
モニタリング井戸水質検査	4・5・6期	3	式			〃
モニタリング地下水ダイオキシン類分析	4・5・6期	3	式			〃
放流水水質及びダイオキシン検査	4 2 項目	1	式			〃
浸出水モニタリング水質調査	1～6期浸出水とモニタリング井戸の水質比較	1	式			〃
漏水検知設備保守点検	6期	1	式			〃
汚水処理計装機器保守点検	1～6期	1	式			〃
月浸出水水質分析		12	式			〃
㊸カルシウムスケール防止剤(カレントアップT-102)	10kg/缶	424	缶			〃
㊹消泡材(クリレス642)	17kg/缶	38	缶			〃
刈払機替刃 チップソー		25				〃
マキタ充電式ハンディチェーンソー		1				〃
ハンディチェーンソー用ホルスター		1				〃
ソーチェーン替刃		3				〃
ソーチェーン替刃(高枝用)		3				〃
ソーチェーン替刃(ハンディ)		6				〃

第6号代価表

(F) 環境測定費

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
刈刃セット		1				//
固定ボルト, ワッシャー		1				//
エアクリーナー		1				//
ナイフ&ボルトセット		1				//
ナイフステー		1				//
VベルトLB-83SG		1				//
Vベルト LB-28SG		1				//
ラビットモアメンテ		1				//
芝刈機HRX537メンテ		1				//
ゼノア背負式刈払機 修理		1				//
丸山 純正防除機用凍結防止剤 5 ⅝×4		1				//
充電式インパクトレンチ ロングアンビル		1				//
充電式プロア		1				//
ステンレスミラー二面鏡 Φ800(W)ポール付		1				//
クッションドラム丸型 高輝度反射		5				//
合図灯 高輝度赤LED		20				//
PPスノーポール		40				//
PPスノーポール用アンカー40型		40				//
穴あきコーン CHR-700		20				//
リジェットジャッキ RDS-100L-3R (大) 2台入		1				//
ポータブルガス検知器 センサー交換		1				//

第6号代価表

(F) 環境測定費

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
ダフニースーパーハイドロX32		2	20 ℓ 缶			//
DH-2 Cat DEO-ULS エンジンオイル		2	20 ℓ 缶			//
コスモ ECO ディーゼル光星		2	20 ℓ 缶			//
コスモギア SE220		2	20 ℓ 缶			//
日立建機純正 スーパーEX46HN		11	20 ℓ 缶			//
ロングライフクーラント		2	18 ℓ 缶			//
出光 スーパーハイドロ		4	20 ℓ 缶			//
軽油用水抜き剤	1 ℓ 容器入り	18	本			//
軽油用水抜き剤	0.2 ℓ ml容器入り	10	本			//
トラスコ 工業ギアオイル ISOVG220		2	本			//
エアーツール用オイルスプレー		20	本			//
合計						

第7号代価表

(G) 機械損料・運転費用

名 称	品質・形状・寸法	数 量	単 位	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
4 t DT(架装)	損料	259	日			
	燃料費	259	日			
	タイヤ損耗費	259	日			
1 tダンプトラック	損料	284	日			
	燃料費	284	日			
3.2m ³ トラクターショベル	損料	259	日			
	燃料費	259	日			
0.6m ³ バックホウ	損料	259	日			
	燃料費	259	日			
ライトバン	損料	259	日			
	燃料費	259	日			
保険料等		1	式			
合計						
再計						

恵庭市清掃事業施設運転管理業務委託共通仕様書

この仕様書は、恵庭市清掃事業施設運転管理業務について、法令等に定めるもののほか必要な事項を定めるものであり、業務の実施にあつては誠意をもって行うものとする。

1 法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

2 業務の基本事項

- (1) 清掃事業に係る発注者の計画書及び施設の設備、機械類等の設計図書を十分に理解し、業務を遂行すること。
- (2) 施設の運転維持管理及び環境衛生・防災管理にあたっては、常に事故防止等に努め万全の対策を講ずること。
- (3) 労働安全マニュアルを策定するとともに、安全管理のために研修会・講習会等を開催し、業務従事者に徹底を図ること。
- (4) 受注者が推進する「エネルギーマネジメントシステム」に準拠して、業務を遂行すること。

3 業務事業者の配置

- (1) 受注者は、運転維持管理のために総括責任者を置くものとする。また、法令に規定する技術管理者を専従させるとともに、施設の運転維持管理に必要な資格・経験を有する者を配置すること。ただし、技術管理者は、総括責任者を兼ねることができものとする。
- (2) 受注者は、前号に規定する業務従事者名簿（氏名、年齢、住所、主たる担当業務）に業務に従事するために必要な資格を証明する書類の写しを添付して、発注者に提出すること。異動があった場合も同様とする。

4 機器の運転維持管理

- (1) 施設の運転機器、施設内外の電気・給排水設備及び暖房換気設備機器類の操作、定期・臨時保守点検及び簡易な故障修理を行うこと。
- (2) 機器類の運転維持管理に当たっては、機器類の消耗及び経費の削減に努めること。

5 服務

- (1) 勤務中は、受注者指定の制服を着用すること。
- (2) 勤務中の接遇にあつては、常に礼儀正しく懇切丁寧を旨とすること。

6 業務実施記録

受注者は、総括責任者に業務の実施状況を記録させ、運転月報、機器類点検整備報告書
その他発注者の指示する報告書を毎月作成し、発注者に提出しなければならない。

7 備品等

業務遂行上必要な付帯設備、備品、工具、測定器具類の使用は、無償とするが、その使用
に関しては取扱に十分注意を払うこと。

なお、汚損、破損、紛失等が発生した場合は、受注者の責任において原状に復すること。

8 事務用品等

事務用品、機械工具等で発注者が備え付けたもの以外で業務上必要なものは、受注者が
備え付けるものとする。

9 施設の清掃

受注者は、管理施設内の清掃を行うとともに、冬季間の管理敷地内の除雪を行うものと
する。

10 施設内外の警備

終日、施設内外の警備を行うこととし、必要に応じ人、車両の出入りの監視及び事故防
止に努めること。

11 費用の負担区分

- (1) 1件3万円以上の機械電気消耗部品・備品及び第三者が施工した修理に係る経費の
支出行為は、発注者において行うものとする。
- (2) 前号に規定する以外の業務経費及び委託費に含まれている業務経費の支出行為は、
受注者において行うものとする。

12 その他

関係官庁等に対する手続き等については、発注者が行うものとする。

恵庭市ごみ処理場運営管理業務特記仕様書

この業務は、恵庭市清掃事業施設運転管理業務委託共通仕様書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、ここに掲載されていない細部の事項については、恵庭市(以下甲)受注者(以下乙)協議し決定するものとする。

1. 業務の場所

恵庭市盤尻 255 番地の 4「恵庭市ごみ処理場内」とする。

2. 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

(令和9年度から令和12年度は、令和8年度落札業者と随意契約する。)

3. 施設の休日、開場時間及び勤務体制

(1) 日曜日及び12月31日から 1 月 3 日までを施設の休日とする。ただし、甲の変更等の指示があった場合は、この限りではない。

(2) 施設の開場時間は、次のとおりとする。

＜月曜日～金曜日＞ 9時00分～17時00分

＜土曜日＞ 9時00分～12時00分

(3) 乙は、前号の開場時間に対応できる勤務体制をとるとともに、毎月末に翌月の勤務割表を甲に報告すること。

4. 恵庭市ごみ処理場委託業務内容

詳細は別添「恵庭市ごみ処理場運営管理業務マニュアル」のとおり

(1) 施設の運転管理

- － 1 日常点検(施設全般施設、火気点検)
- － 2 埋立地及び貯留槽構造物点検
- － 3 汚水設備点検
- － 4 雨水設備点検
- － 5 搬入路管理
- － 6 除雪作業
- － 7 飛散防止設備管理
- － 8 電気設備点検
- － 9 施設給湯用ボイラー及び暖房設備点検整備
- － 10 消防設備点検
- － 11 交通安全用品の点検
- － 12 酸欠機材の点検

(2) 機器の運転管理

- － 1 重機等の点検整備

(3) 環境衛生・防火管理

- － 1 汚水検査
- － 2 モニタリング井戸採水検査

- 3 発生ガス測定
- 4 管理棟水質検査、受水槽清掃
- 5 場内草刈
- 6 衛生管理(害虫・有害鳥獣駆除)
- 7 管理棟清掃
- 8 油脂庫及び危険物保管庫管理
- 9 浸出水とモニタリング井戸水質調査

(4) 廃棄物受入業務

- 1 搬入管理

(5) 埋立処理

- 1 遮水シート保護作業
- 2 誘導・選別指導
- 3 埋立作業
- 4 覆土作業
- 5 殺虫剤散布
- 6 有価物管理処理

(6) その他

- 1 日月報集計・帳票作成業務
- 2 各種機器等点検・検査等業務
- 3 災害時対応業務

5. 廃棄物の受入に係る手数料の収納業務

手数料の収納業務は別添「恵庭市ごみ処分手数料収納事務に係る事務取扱要領」に基づいて行うこと。

6. 重機・車両の配置

(1) 甲は、次の重機を乙に貸与するものとする。

ただし、移動式破碎機を除く重機について自賠責及び任意保険(対人無制限、対物500万円以上)に加入すること。

なお、燃料費は甲が負担する。

- ・ブルドーザー
- ・油圧ショベル
- ・除雪用小型ホイールローダー
- ・ロータリー装置付きホイールローダー
- ・移動式破碎機

(2) 乙は、甲が貸与するもののほかに、次の重機・車両を配置し、自賠責及び任意保険(対人無制限、対物500万円以上)に加入すること。

- ・タイヤショベル(2.1 m³以上)
- ・バックホウ(0.6 m³以上)
- ・ダンプトラック(天蓋付き 4t以上 1 台、1t以上 2 台)
- ・連絡車

恵庭市ごみ処理場運営管理業務マニュアル

1. 施設の運転管理

- － 1 日常点検(施設全般施設、火気点検)
- － 2 埋立地及び貯留槽構造物点検
- － 3 汚水設備点検
- － 4 雨水設備点検
- － 5 搬入路管理
- － 6 除雪作業
- － 7 飛散防止設備管理
- － 8 電気設備点検
- － 9 施設給湯用ボイラー及び暖房設備点検整備
- －10 消防設備点検
- －11 交通安全用品の点検
- －12 酸欠機材の点検

2. 機器の運転管理

- － 1 重機等の点検整備

3. 環境衛生・防火管理

- － 1 汚水検査
- － 2 モニタリング井戸採水検査
- － 3 発生ガス測定
- － 4 管理棟水質検査、受水槽清掃
- － 5 場内草刈
- － 6 衛生管理(害虫・有害鳥獣駆除)
- － 7 管理棟清掃
- － 8 油脂庫及び危険物保管庫管理
- － 9 浸出水とモニタリング井戸水質調査

4. 廃棄物受入業務

- － 1 搬入管理

5. 埋立処理

- － 1 遮水シート保護作業
- － 2 誘導・選別指導
- － 3 埋立作業
- － 4 覆土作業
- － 5 殺虫剤散布
- － 6 有価物管理処理

6. その他

- － 1 日報集計・帳票作成業務
- － 2 各種機器等点検・検査委託業務
- － 3 災害時対応業務

恵庭市ごみ処理場運営管理業務マニュアル

(1-1)

区	分	施設の運転管理
項	目	日常点検(施設全般施錠、火気点検)
作 業 周 期		毎日(維持管理状況シートの記入)
作 業 内 容		・常時、建物内外における火気の取扱には細心の注意を払い、発火のないように点検を行うこと。 ・焼却灰の搬入には注意を払い十分水をかけた状態でなければ受入しないこと。特に廃棄物の焼却灰はダイオキシン等の検査結果が規定値以下であるか確認すること。また、野焼きの禁止等の指導をすること。 ・開場時間終了後においては、施設全般の施錠を行い、設備等の盗難及び破壊の防止に努めること。なお、汚水設備の水没や冬期間の凍結を防ぐため夜間でも停電時は復電作業をすること。 ・施設に損害を与えるような地震が発生した場合は施設の点検巡視を特に強化して行うこと。また、市災害対策マニュアルに基づき、震度4の地震発生時に情報収集及び準備体制をしき、震度5弱または5強の地震発生時に警戒体制をしき、震度6以上の場合、速やかに出動すること。 ・休日等施設の閉鎖日において、火災や損傷等が発生していないか点検すること。また、異常があった場合については、緊急連絡網により市へ連絡し、対応を市と協議すること。

区 分	施設の運転管理
項 目	埋立地及び貯留槽構造物点検
作 業 周 期	毎日(維持管理状況シートの記入)
作 業 内 容	・埋立地内のごみ層の崩壊、ガス抜き管並びに豎型ガス抜き管の崩壊及び遮水シートの損傷がないか点検すること。 ・第6期埋立地は、遮水シート漏洩検知装置で異常の有無を確認すること。 ・粗水槽の点検、ポンプの点検に加えて、月 1 回以上の絶縁測定、動作確認をすること。

区 分	施設の運転管理
項 目	汚水設備点検
作 業 周 期	毎日・故障時(維持管理状況シートの記入)
作 業 内 容	・ポンプ・配管の異常の有無(漏水、キャビテーション等の確認)を毎日確認し、送水量を確保する。 ・貯留槽の水位調整を行い一定水量で送水すること。 ・浸出水の下水道管への送水量は、1,221.48 m³/13h(日)以下とすること。 ・浸出水の下水道管への送水は、午後 10 時から午前 6 時と午後 1 時から午後 6 時までの計13時間とすること。 ・汚水監視装置からのデータや各ポンプの運転時間から、適正に運転されているか監視すること。 ・送水設備のマンホール等から発泡しないように、送水量を調整或いは消泡剤注入量の調整を図ること。(消泡剤・カルシウムスケール防止剤は受託者負担) ・各期埋立地汚水ポンプが揚水しない場合、汚水監視装置からのデータや各ポンプの運転時間から故障状況を確認し、以降の作業を市と検討すること。 ・曝気ブロアの定期点検及び四半期毎のオイル交換と運転時間の管理を行うこと。

区 分	施設の運転管理
項 目	雨水設備点検
作 業 周 期	毎日(維持管理状況シートの記入)
作 業 内 容	・進入路、管理用道路及び埋立場周辺の雨水処理施設(U型トラフ及び接続柵等)に損傷がないか点検すると同時に、堆積した土砂等がある場合は除去し雨水処理施設の能力の向上を図ること。また、雨水沈殿池においては、損壊個所がないかまたは池内に異物等が混入していないか確認するとともに、池内の除草・集草・処理を行うこと。

区	分	施設の運転管理
項	目	搬入路管理
作 業 周 期		適時
作 業 内 容		・路面管理及び補修 ○舗装路～穴等の損傷がないか点検(要補修)し、特に、グレーチングの前後部分には注意すること。(再生骨材は発注者負担) ・砂利路～穴等の損傷がないか点検 ○砂利寄りの際は、路面整正を実施すること。なお、乾燥のし易い夏季には砂埃の発生を未然に防ぐためダンプトラック等により散水を行うこと。 ・路肩・法面～崩壊がないか点検 ○繁草期においては、除草・集草を実施し害虫の発生防止に努めること(草刈には、除草剤等の使用は認めない。)(除草に伴う燃料は受注者負担) ・進入ゲートの管理(維持管理状況シートの記入) ○ゲートが適正に稼働しているか、構造物に損傷或いはその恐れがないか点検すること。

区 分	施設の運転管理
項 目	除雪作業
作 業 周 期	降雪期
作 業 内 容	・スノーポールの設置・撤去 ○降雪時前に、除雪に支障を来たす部分の目印及び除雪作業の効率化を図ることから、スノーポールを設置し併せて除雪車並びにオペレーターの安全対策とする。 (交通安全用具については受注者負担) ○融雪後には、一部を除いてスノーポールを撤去すること。 ・場内除雪 ○出勤基準は、原則的に降雪量7cm以上になった場合或いは搬入道路登板に支障があると判断した場合に出勤するものとし、開場時間(午前9時00分)には搬入車両の通行に支障のないよう努めること。 ・排雪作業 ○管理棟周辺の見通しが悪くなったとき或いは場内通路の交差に支障のあるときは排雪作業を実施すること。 ・路面管理 ○進入路の路面が凍結により滑りやすくなった場合は、塩化カルシウム等を散布し路面の管理を行い開場時間(午前9時00分)には搬入車両の通行に支障のないように努めること。(塩化カルシウム等融雪剤は発注者負担) ・法面なだれの監視 ○搬入路法面のなだれを監視し、なだれが予測される時は道路に看板等を表示し注意喚起すること。また、なだれが発生した場合は、速やかに排雪すること。

区 分	施設の運転管理
項 目	飛散防止設備管理
作 業 周 期	毎日(維持管理状況シートの記入)
作 業 内 容	・飛散防止ネットの点検 ○飛散防止ネットが崩壊或いは損傷がないか点検する。 ・ネット付着物の回収 ○ネットに風等により飛散した付着物がある場合回収すること。 ・場外飛散物の回収(適時) ○場外に廃棄物が飛散した場合は回収すること。また、市が埋立場周辺の清掃を実施する場合は、市の指示に従い清掃を行うこと。

区 分	施設の運転管理
項 目	電気設備点検
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・各機器の異常、定期点検(漏電、絶縁測定、その他ケーブル等劣化計測、継電器等リレー試験、機器清掃) ○毎月～各電源盤等点検、電気保安業務の立会 ○毎年～年次点検立会補助 ○適時～各電源盤は、季節に応じた盤内ヒーターの入り切り、換気口の開閉、清掃を実施すること。 ○随時～管理棟電灯の交換(受注者負担) ○停電時～計量業務に支障がないように発電機を使用し、計量器電源を供給すること。接続・復電等で電気事故が起きないように十分注意を払い作業すること。

(1-9)

区 分	施設の運転管理
項 目	施設給湯用ボイラー及び暖房設備点検整備
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・点検すること。

区 分	施設の運転管理
項 目	消防設備点検
作 業 周 期	2回／年
作 業 内 容	・年次点検に立会すること。(消防設備点検については受注者負担)

区 分	施設の運転管理
項 目	交通安全用品の点検
作 業 周 期	随時
作 業 内 容	・場内の車両の安全運行を図るため交通安全施設を点検し、損傷の場合は交換・修繕等を行い場内の交通安全に努めること。

区 分	施設の運転管理
項 目	酸欠機材の点検
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・作業に必要な酸欠機材を配置し、いつでも使用できるよう点検管理すること。特に酸素濃度・可燃性ガス・硫化水素測定器は、定期的にメーカーによる点検を受けること。 ・受託企業配置機材 ①電動送風機1台、ダクト6m以上。 ②電動送風機形ホースマスク、面体2個、エアラインホース30m2組(緊急用として、ボンベ式等のマスクも配置すること)。 ③発電機AC100V、20kw程度1台。 ④酸素濃度・可燃性ガス・硫化水素測定器(各1台、複合器であれば1台)。

区 分	機器の運転管理
項 目	重機の点検整備
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・市貸与車～ブルドーザー、除雪用小型ホイールローダー、ロータリー装置付きホイールローダー、移動式破碎機、油圧ショベル。 ・受託企業車～タイヤショベル(2.1m³以上)、バックホウ(0.6m³以上)、ダンプトラック(4トン以上2台、1トン以上2台)、連絡車。 ○始業、終業点検(日)。 ○重機整備(週毎、250h、500h、1,000h、2,000h)。 ○車両整備(週毎、2～4回／年)。 ○共通事項～各消耗品の交換、オイル交換、グリス給脂等。 ○故障時の復旧作業。 (市貸与車に係る費用については発注者負担、受託企業車に係る費用については受注者負担)

(3-1)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	汚水検査
作 業 周 期	1回／月(月報提出)、1回／年
作 業 内 容	・貯留槽内汚水を月に1回採水し、PH・BOD・COD・SSが公共下水道排水基準値内であることを確認すること。 ○検査については、分析機関に依頼すること。また、年1回の法定検査の立会・補助を行うこと。(受注者負担)

(3-2)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	モニタリング井戸採水検査
作 業 周 期	1回／月(月報提出)
作 業 内 容	・毎月6箇所の地下水を採水し、塩化物イオン濃度を測定し記録すること。

(3-3)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	発生ガス測定
作 業 周 期	1 回／月(月報提出)
作 業 内 容	・毎月 1 回埋立地内の各埋立地測定個所(ガス抜き管、その他)にてガス濃度測定を行うこと。

(3-4)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	管理棟水質検査、管理棟受水槽清掃
作 業 周 期	1回／年
作 業 内 容	・水質検査のため、管理棟内の受水槽の流入後にて採水することから、その立会・補助を行うこと。 ・管理棟内受水槽清掃の立会・補助を行うこと。

(3-5)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	場内草刈
作 業 周 期	概ね2回／年
作 業 内 容	・場内(管理棟及び各期最終処分場周辺)の草刈を実施し、害虫等の発生防止に努めること(草刈には、除草剤等の使用は認めない)。

(3-6)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	衛生管理(害虫・有害鳥獣駆除)
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・カラス捕獲用小屋の給餌、水やりを適時実施すること。 ・カラス捕獲用小屋の清掃を適時実施し、悪臭・害虫の発生防止に努めること。

(3-7)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	管理棟清掃
作 業 周 期	毎日、ワックス塗布1回／年
作 業 内 容	・管理棟内は、毎日清掃を行い清潔に保持すること。また、年1回床のワックス塗布を行うこと。(受注者負担)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	油脂庫及び危険物保管庫管理
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・油脂庫及び危険物保管庫周辺での火気使用には、十分注意すること。 ・保管庫内は整理整頓に努め、在庫確認し指定数量(第1石油類50L、第2石油類50L、第4石油類3, 200L)を超えないように台帳にて管理すること。 ・重機類から発生する廃油を一時的に保管する場合は漏れ出ることの無いよう適正に管理すること。また、廃油を処分する場合には適切・適法な処理ができる許可業者に依頼すること。

(3-9)

区 分	環境衛生・防火管理
項 目	浸出水とモニタリング井戸水質調査
作 業 周 期	1 回／年
作 業 内 容	・年 1 回の浸出水とモニタリング井戸水質調査の採水に立会・補助を行うこと。(受注者負担)

区 分	廃棄物受入業務
項 目	搬入管理
作 業 周 期	毎日
作 業 内 容	・搬入の監視 ○当該年度の一般廃棄物処理実施計画に基づく処理場受入可能物が確認し、受入の可否を判断する。業者が産業廃棄物および事業系一般廃棄物を搬入するには、原則として恵庭市と産業廃棄物および事業系一般廃棄物処理委託契約を締結していること、恵庭市内発生廃棄物であることを確認できた場合に搬入を認め、リサイクル可能廃棄物は資源化を指導すること。未契約の場合、恵庭市と産業廃棄物および事業系一般廃棄物処理委託契約を結ぶよう指導すること。また、廃棄物の発生場所が恵庭市内であること、リサイクル可能廃棄物の有無は、搬入車両毎に確認すること。かつ、産業廃棄物搬入業者や収集運搬業許可業者が市外業者である場合は、マニフェストを提出させるように努めること。可燃物、不燃物、資源物、一廃や産廃等分別ができていない場合、指導すること。指導にもかかわらず、分別ができない場合や指示に従わない場合は市と協議すること。搬入廃棄物や搬入時の申告に疑義がある時で、窓口や埋立地で調べ解決しない場合には市と協議すること。 ○人事異動等で経験のない人員が配置された場合、研修期間を設けて廃掃法、関連法規、恵庭市の品種分類を教育し、搬入者に説明・指示できるように十分教育すること。また、一廃・産廃(可燃・不燃)の判定基準をマニュアル化し職員間で統一しておくこと。 ・指示 ○受入可能物と認めた時には、計量作業を行い搬入埋立場に連絡し投棄させ、再度トラックスケールに戻るよう指示すること。また、受入不能物と認めた時には、理由を付して搬入者に指導、処理業者等を紹介すること。 ○処理方法(直投、破碎処理、売払いなど)によって投棄場所を指示すること。 ・受入量の確認・料金徴収 ○一般家庭や業者搬入の廃棄物は、搬入者の申告を基に廃掃法や恵庭市の品種分類に従って一廃・産廃、可燃・不燃、有料・減免を判断し、必要があれば搬入者に理由を付して説明すること。搬入する一般家庭には住所・氏名(業者名)・連絡先電話番号等を記入させ、運転免許証等本人確認をおこない、分別指導、処理する埋立地へ案内などをする。恵庭市内発生廃棄物であることが明らかでない場合は、市と協議すること。なお、ボランティア袋使用物及び減免対象物の搬入の場合は、市の指示を受けること。当初トラックスケール荷重と廃棄物投棄後の荷重により受入量を提示し、現金払い者のみ料金を徴収し領収書を交付する。ただし、後納者の場合は車両登録されていることを確認後、登録されている車両で搬入した後納者には受入伝票を渡すこと。後納者であっても登録されていない車両で搬入した場合は、市から追加登録確認の連絡があるまでは現金払いとする。

作 業 内 容	・手数料の収納事務については、別添の「恵庭市ごみ処分手数料収納事務に係る事務取扱要領」のとおりとする。 ・計量器の点検は1回／年とし、立会すること（法定点検は、1回／2年）。（発注者負担）
---------	---

区 分	埋立処理
項 目	遮水シート保護作業
作 業 周 期	適時(実施時、月報提出)
作 業 内 容	・埋立処理前に、遮水シートの損傷を防ぐために良質土にてシートを保護すること。保護後、保護土が崩壊した場合は早急に修復すること。

区 分	埋立処理
項 目	誘導・選別指導
作 業 周 期	搬入車両毎
作 業 内 容	・作業員は、搬入車両を適切に誘導し投棄場所を指示し投棄廃棄物の搬入基準の適否について確認及び指導すること。搬入物に受入不可能物を発見した場合は、理由を付して搬入者に対し指導すること。また、1回目の計量時に廃棄物の一廃・産廃を判断できない場合は、埋立地等で作業員が廃棄物を見て判断すること。

区 分	埋立処理
項 目	埋立作業
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・破碎処理が可能な廃棄物は、油圧ショベル及び移動式破碎機を使って破碎し減容化を図ること。 ・圧縮破碎後、廃棄物(焼却灰や粗大ごみ、不燃ごみ)をブルドーザーやパワーショベルで敷均し転圧・整正し、部分的に地盤が不安定にならないようごみ質を精査し安定を図ること。

(5-4)

区 分	埋立処理
項 目	覆土作業
作 業 周 期	適時(実施時、月報提出)
作 業 内 容	・覆土作業実施前には、無機性廃棄物で可能な限り凸凹を少なくし平面を造成、覆土材の均等な敷均しに努めること。ブルドーザーで中間覆土の場合概ね50センチメートルの覆土を実施すること。

区 分	埋立処理
項 目	殺虫剤散布
作 業 周 期	適時(実施時、月報提出)
作 業 内 容	・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に基づき、ねずみ・蚊・ハエその他の害虫が発生する恐れがある時は殺虫剤を散布すること。散布の際は風向きを考慮し、搬入者や作業員が吸い込まないように注意を払い散布すること。 ○薬剤(殺虫剤)の購入・保管・使用～受払台帳を整備すること。(殺虫剤は受注者負担)

区 分	埋立処理
項 目	有価物管理処理
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・搬入された廃棄物の中の有価物(鉄等)があれば、有価物置場へ移動し堆積すること。金属リサイクル業者が有価物を搬出しリサイクル業者処理不能物が出た場合は、埋立地に移送し、処理又は仮置場(タイヤ、バッテリー等)へ移送し堆積する。有価物置場は、適時監視しリサイクル業者処理不能物等がある場合は撤去し処理すること。 ・市の収集及び一般家庭から排出されたスプレー缶等は穴あけ作業を実施し、有価物置場へ堆積すること。事業者によりスプレー缶等が搬入された場合は、穴あけ処理が施されている物のみ受入し、穴あけ処理がされていない場合は受入を認めず処理を指導すること。

区 分	その他
項 目	月報集計・帳票作成業務
作 業 周 期	毎日
作 業 内 容	・搬入情報等の集計 ○収集、直搬、一廃、産廃、汚水処理量、有価物回収量 ○計量伝票を「計量票原符は1日毎綴り」、「計量票は各品種、一日毎綴る」等分類別に整理し、市がいつでも点検確認できるように 7 年間保存する。(計量伝票は発注者負担) ○手数料(詳細・様式等は別紙) ○マニフェストの押印及び発送用ラベルシール作成・封入(封筒・ラベルシールは発注者負担) ○電子マニフェストの入力作業 ・各種点検管理台帳の作成 ○施設維持管理及び車両点検管理台帳を作成し市に提出すること。 ・各種点検管理の発注 ○恵庭市の指示する各種点検管理業務を発注し監理しなければならない

区 分	その他
項 目	各種機器等点検・検査等業務
作 業 周 期	適時
作 業 内 容	・受託会社は、下記業務について、自らが実施または発注・契約・検収及び支払い等を行うとともに、業務終了後はその内容について市に報告すること。なお、関係書類は3年間保管すること。 ①受水槽の清掃及び水質検査委託 ②消防設備点検委託 ③管理棟ワックス塗布委託 ④浸出水及びモニタリング井戸水質検査委託(ダイアグラム) ⑤モニタリング井戸水質検査・ダイオキシン類分析検査委託 ⑥放流水水質検査・ダイオキシン類分析検査委託 ⑦第6期埋立地漏洩検知設備保守点検 ⑧污水处理計装機器保守点検委託 ⑨貯留槽内污水検査(下水終末処理場) ⑩捕獲許可申請

区 分	その他										
項 目	災害時対応業務										
作 業 周 期	災害時										
作 業 内 容	・災害時(水害・地震・火山等)は、「恵庭市災害非常配備基準」に準じて、施設管理者において施設の現状確認を実施するとともに、その結果について市に報告すること。 「恵庭市災害非常配備基準」に準じた「施設管理者による現状確認」の範囲 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>状 況</th></tr> <tr> <td>水 害 (気象)</td><td> ◇数地区にわたり、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 </td></tr> <tr> <td>地 震</td><td> ◇震度4の地震または長周期地震動階級2級の揺れが発生したとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 </td></tr> <tr> <td>火 山</td><td> ◇噴火を予想した臨時火山情報が発表されたとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。 </td></tr> <tr> <td>その他</td><td> ◇管理している施設に関する局地的な災害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき。 </td></tr> </table>	区 分	状 況	水 害 (気象)	◇数地区にわたり、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	地 震	◇震度4の地震または長周期地震動階級2級の揺れが発生したとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	火 山	◇噴火を予想した臨時火山情報が発表されたとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	その他	◇管理している施設に関する局地的な災害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき。
区 分	状 況										
水 害 (気象)	◇数地区にわたり、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。										
地 震	◇震度4の地震または長周期地震動階級2級の揺れが発生したとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。										
火 山	◇噴火を予想した臨時火山情報が発表されたとき。 ◇その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。										
その他	◇管理している施設に関する局地的な災害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき。										

恵庭市ごみ処分手数料収納事務に係る事務取扱要領

この事務取扱要領は、関係法令・条例及び規則に基づいて定めるものであり「恵庭市ごみ処理場運営管理業務委託契約者」は、ごみ処分手数料の収納事務を以下のとおり取り進めるものとする。

1. 手数料の徴収・収納について

(1) 手数料の内訳は別表に定めるとおりである。徴収・収納については以下の点に留意すること。

(2) 手数料の徴収は計量棟内トラックスケールにおいて正味重量が確定した都度、納入通知書兼領収書(様式1号)により現金を徴収する。ただし、発注者が事前に認めたものについては口座振替等による徴収を行い、受託者による現金徴収は行わないものとする。

現金徴収の場合、発注者が用意する受領印を計量票他 2(様式1号)すべてに押印し、搬入者へ「納入通知書兼領収書」を渡し、「計量票」及び「計量票原符」を保管すること。

口座振替の場合、計量票(様式1号)に搬入者サインをもらい、計量票原符及び納入通知書兼領収書(様式1号)には受領印は押印せず、搬入者へ「納入通知書兼領収書」を渡し、「計量票」及び「計量票原符」を保管すること。

(3) 次に掲げるものは手数料の徴収を行わない。

イ. 恵庭市が別に発注する家庭ごみ収集運搬業務により収集され、有料指定ごみ袋に収められたもの又はごみ処理券が貼られたもの。

ロ. 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第16条の規定により、手数料免除の承認を受けたもの。

ハ. その他恵庭市が手数料の徴収は不要と認めたもの。

(4) 収納金の払込は現金領収証書(様式2号)を使用し原則として現金領収の翌日までに現金引継簿(様式3号)に収納済通知書を添えて指定金融機関等に払い込まなければならない。また、別途指示する日計票及び金融機関が押印済みの現金引継簿(様式3号)を廃棄物管理課へ提出し、確認を受けること。提出時期は収納金の納入後とする。ただし、会計管理者がやむを得ないと認めるときは、払込期限を延期することができる。

(5) 使用した現金領収証書の控及び収納済通知書は、現金とともに備付の金庫に保管すること。

(6) 手数料を徴収する場合、納付者が大口紙幣の呈示もあるため、あらかじめつり銭を準備しておくこと。

(7) 領収証書に記入する科目番号は、別途指示する。

2. 収納事務の報告について

各月分の収納状況報告は、ごみ処分手数料収納事務受託報告書(様式4号)に、関係月分の現金引継簿、ごみ処分手数料月集計表(月報集計様式)を添えて翌月の5営業日までに廃棄物管理課に提出すること。

3. 現金領収証書等の交付等について

- (1) 支給を受けた計量票及び現金領収証書は整理番号順に使用し、書き損じた場合は、その番号分を綴じて保管しておくこと。
- (2) 使用済みになった現金領収証書は、必要事項を記入し、すみやかに返還すること。

4. 損失補償

受託者の責に帰する理由により、収納したごみ処分手数料を万が一紛失した場合は受託者の負担とする。

5. 収納事務の検査

法令・条例及び規則の定めるところにより、会計管理者が必要と認めるときは、手数料収納事務受託者の収納事務執行状況を検査することができる。

6. その他

ごみ処分手数料(別表)の収納事務に係る事項で疑義が生じた場合は、廃棄物管理課と協議するものとする。

別表

種別	産業廃棄物	事業系一般廃棄物	家庭ごみ	循環資源利用促進税
単価	510 円/10 kg (消費税込)	380 円/10 kg (消費税込)	250 円/10 kg (消費税込)	1,000 円/t

計量票 No.

署名

年 月 日		時 刻	
車 番		回 数	
種 別			
総 重	kg		
風 袋	kg		
正 味	kg		
単 価	円/10 kg		
料 金	円		
うち消費税 (10%)	円		
循 環 税	円		
計	円		
上記の金額を請求します。			
北海道恵庭市長 原 田 裕 北海道 恵庭市 長之印			
登録番号 T4000020012319			
上記の金額を領収しました。			
領収日付 印			
恵庭市ごみ処分手数料			
* 所定の領収日付印 が無いと無効です。			
取扱者			

署 名

年 月 日		時 刻	
車 番		回 数	
種 別			
総 重	kg		
風 袋	kg		
正 味	kg		
単 価	円/10 kg		
料 金	円		
	うち消費税 (10%)	円	
循 環 税	円		
計	円		
上記の金額を請求します。			
北海道恵庭市長 原 田 裕 北海道 恵庭市 長之印			
登録番号 T4000020012319			
上記の金額を領収しました。			
領収日付 印			
恵庭市ごみ処分手数料		* 所定の領収日付印が 無いと無効です。	
取扱者			

納入通知書兼
領収書 No.

署 名

年 月 日		時 刻	
車 番		回 数	
種 別			
総 重	kg		
風 袋	kg		
正 味	kg		
単 価	円/10 kg		
料 金	円		
	うち消費税 (10%)	円	
循 環 税	円		
計	円		
上記の金額を請求します。			
北海道恵庭市長 原 田 裕 北海道 恵庭市 長之印			
登録番号 T4000020012319			
上記の金額を領収しました。			
領収日付 印			
恵庭市ごみ処分手数料		*所定の領収日付印が 無いと無効です。	
取扱者			

様式2号

年度	現金領収原符	NO.
様		左記の金額領収しました。

会 計 区 分				一般・歳入歳出外						年 月 日
款		項		目		節		細 節		恵庭市ごみ処分手数料 収納事務受託者
科 目				件 数		金 額				
				合計						取扱者 ㊟

年度
納入済通知書控

NO.
左記のとおり領収したので通知
します。
年 月 日
恵庭市指定金融機関 様
恵庭市ごみ処分手数料
収納事務受託者
取扱者 ㊟

様									
会 計 区 分				一般・歳入歳出外					
款		項		目		節		細 節	
科 目				件 数		金 額			
(金融機関控)				合計					

年度
収納済通知書

NO.
左記のとおり領収したので通知
します。
年 月 日
恵庭市会計管理者 様
恵庭市ごみ処分手数料
収納事務受託者
取扱者 ㊟
※取扱者印のないものは無効
です。

様									
会 計 区 分				一般・歳入歳出外					
款		項		目		節		細 節	
科 目				件 数		金 額			
(会計管理者保管)				合計					

現金引継簿

決 裁			年 月 日	領 収 書 使用番号	収納事務受託者 取扱員氏名	印	納入者		納 入 額	領 収 印	摘 要
課 長	主 査	ス タッフ					氏 名	件 数			

様式4号

部長	次長	課長	主査	スタッフ

恵庭市ごみ処分手数料収納事務受託報告書(年 月分)

恵庭市長様

報告年月日: 年 月 日

収納事務受託者: (印)

区 分	件 数	数 量	金 額	備 考
家庭廃棄物		t	円	
事業系一般廃棄物		t	円	
産業廃棄物		t	円	
循環資源利用促進税		t	円	
合 計		t	円	